

NEWSWAVE

～ 新しい時代を切り拓く実践経営情報紙 ～

発行

(株)本宮会計センター

〒969-1169

福島県本宮市本宮字小原田 2 0 0 - 2

TEL 0243-33-5535 FAX 0243-33-4467

中小企業の高齢代表者、約 14% 上場企業倒産は 24 年ぶりにゼロ

帝国データバンク（TDB）が今年 1 月に発表した 2014 年の全国企業倒産（負債額 1 千万円以上の法的整理）の調査によると 1990 年以來、24 年ぶりに上場企業の倒産がなかった。倒産件数も 2006 年以來、8 年ぶりに 1 万件を下回った。日銀の大規模な金融緩和で、企業の資金調達が楽になったことが主因と報道各社が報じた。

しかし TDB レポートを精査すると、昨年の「休業・解散」は減少したとはいえ 2 万 4106 件もあったと分析。各社報道は「株価上昇などアベノミクスの“高揚感”を煽った」感があり好景気を印象付ける記事構成だった。TDB は「今後も、時代の流れに合わせて変化できない企業、企業規模格差の優劣が際立っているような業界の零細企業などは、淘汰されていくことが想定される」と予測した。TDB の姿勢は一貫して中小企業の「後継者不足」を杞憂してきた。今回も「代表者年齢の高齢化が進み、70 歳以上の構成比が 10 年前に比べ 13.7 ポイントも上昇している」と報告。2014 年に「休業・解散」した企業のうち 76.6% が後継者不在の状況であったという。

近年、大手企業では、取引先企業の選定に対し事業の継続性、つまり、後継者の有無を重視する傾向がある。事業承継を進めておかなければ取引先を失う局面に遭遇する可能性が高まるということを、中小企業経営者は理解する必要があると警告している。

年金受給者の確定申告不要制度 還付を受けるには確定申告が必要

確定申告は、1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税の金額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きだ。公的年金等については、「雑所得」として課税の対象となっており、一定金額以上を受給するときには所得税が源泉徴収されているので、確定申告を行って税金の過不足を精算する必要がある。

年金受給者にとって、毎年の確定申告手続きは、負担になっていた。そこで、そのような申告にかかる年金受給者の負担を減らすため、2011 年分の所得税から「確定申告不要制度」が導入された。これによって、多くの人が

確定申告を行う必要がなくなっている。

確定申告不要制度の対象者は、(1) 公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下、(2) 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下、のいずれにも該当する人だ。

注意したいのは、制度対象者でも所得税の還付を受けるためには確定申告が必要となることだ。公的年金等から所得税が源泉徴収されている人で、マイホームを住宅ローンなどで取得した場合や一定額以上の医療費を支払った場合、災害や盗難にあった場合などは、所得税の還付が受けられる可能性がある。このような場合に、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要がある。



弊社では「MCS NEWS WAVE のメール配信」を促進しております！！
メールアドレスをご記入のうえ、0243-33-4467 までご返信ください

メールアドレス

@

FAX の印字状況により、文字が読み取りにくい時は確認の為、当社よりご連絡をする場合がございます。

ご不要の場合または、該当者がお出でにならない場合は、FAX を返信頂ければ次週より配信を停止致します。